

住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

我孫子市長あて

申告者(納税義務者) 住所又は所在地 _____

氏名 (フリガナ)

印

電話番号 _____

個人番号又は法人番号 _____

地方税法附則第15条の9第9項の規定に基づき、下記家屋に係る熱損失防止(省エネ)改修工事に対する減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の所在地	我孫子市		
家屋の所有者		家屋の床面積	m ²
家屋の種類	<input type="checkbox"/> ア 専用住宅 <input type="checkbox"/> イ 併用住宅 <input type="checkbox"/> ウ 区分所有建物 <input type="checkbox"/> エ その他		
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
省エネルギー改修に要した費用	(総額)	(補助金額)	円
省エネ改修工事が完了した年月日	年 月 日		
改修工事完了後、3ヶ月以内に申告書を提出しなかった理由			
改修工事の内容(該当するものにレを入れてください。)			
<input type="checkbox"/> ① 窓の改修工事(窓の改修工事は必須) <input type="checkbox"/> ② 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> ③ 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> ④ 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()			
申告内容の確認に関する同意			
本申告書記載の内容を審査するにあたり、住民票等を家屋調査担当が業務担当へ照会することに			
同意します ・ 同意しません			
*該当するものを○で囲んで下さい。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった場合、その都度提出していただきます。			

*添付書類

- ① 省エネ改修工事の証明(地方税法施行令附則第12条に規定する基準を満たすことを証する書類)
- ② 省エネ改修に要した費用を証する書類(契約書 工事明細書等)
- ③ 改修工事の領収書の写し

申告には以下の専門機関から、当該工事が「次世代省エネルギー基準」に適合していることの証明が必要になります。

- ・住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関
- ・建築士事務所にも所属する建築士
- ・建築基準法に基づく指定検査確認機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人